

受験番号	
------	--

平成26年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験（第2次募集）（筆記試験）問題

専門科目

行 政 法	1
租 稅 法	2
民 法	3
商 法	4
国 際 法	5
社会保障法	6
政 治 学	7

[行 政 法]

問 行政による規制権限の不作為が問題となった国家賠償請求の事案において、最高裁判所はいかなる判断枠組みを用いて、結論を下しているか。裁量審査の手法に着目しながら、消費者被害、薬害、公害（鉛害）など事案の特性にも配慮しつつ、論じなさい。解答に際しては、行政、被規制者、規制による受益者の三面関係の構造という、行政が直面する現代的課題との関連にも留意すること。

[税 法]

問. 次の（1）又は（2）に解答しなさい。解答に際しては、いずれの問題に対する解答であるのかを明示すること。

（1）法人税法上の内国法人である2つの株式会社の間で行われた吸収合併について、会社法828条（会社の組織に関する訴え）1項7号に基づく訴えにより合併無効判決が確定しそれが登記された場合の、被合併会社（消滅会社）の旧株主（国内に住所を有する個人）の所得税法上の課税関係について述べなさい。なお、当該合併無効判決のもとになった吸収合併に際して、当該旧株主は合併後の存続会社の株式と金銭の交付を受けており、当該合併は、税務上は、法人税法2条12の8号に定めるいわゆる適格合併ではない合併である。

（2）内国法人は、売上除外や架空経費の計上などの脱税工作を行うために税理士に支払った報酬を、各事業年度の所得の算定上、法人税法22条3項2号に定める費用に算入することができるか否か、述べなさい。なお、当該報酬は税理士による税務代理一般の対価ではなく、売上伝票や領収書等の証憑類の偽造、それに基づく決算書類の偽造及び納税申告代理についての報酬である。

[民 法]

以下の〔I〕または〔II〕の問題から一問を選択し、解答しなさい。その際、選択した問題の記号を必ず冒頭に掲げること。

〔I〕債務と責任は、民法においてどのような関係にあるか。具体例を挙げながら、両者の関係について論じなさい。

〔II〕Aは、自己所有の甲土地上に居住用建物を新築するため、本年1月14日、B工務店との間で建物新築工事請負契約（請負代金3000万円）を締結した。この契約時には、代金の一部として注文者Aから請負人Bに300万円が支払われ、両者の約定によれば、工事の進行に伴い、残りの代金を分割して支払うものとされていた。

ところが、Aは、同年2月14日、Bに対し、残代金の一部として600万円を支払ったのを最後に極度の資金難に陥った。Bは、その後もしばらく工事を続行していたが、建物の完成に至る全工程のおよそ70パーセントに達した同年3月末時点で工事を中断した。この未完成の建物（以下、乙建物と呼ぶ）は、すでに屋根を葺き、外壁工事、床張りを終えた状態にあった。

A・B間の話し合いの結果、Aは、乙建物を甲土地とともにCに売却処分し、その売却代金からBに未払いの請負代金として1200万円を支払うことになった。

〔設問1〕

Cは、買受代金をAに支払って甲土地と未完成の乙建物を取得し、自らの資金で乙建物を完成しようとした。そこで、いまだ乙建物を自己の占有下におくBに対し、Cが引渡しを求めてきた。Bは、Cの請求に応じなければならないか。

〔設問2〕

Cは、買受代金をAに支払って甲土地と未完成の乙建物を取得し、自らの資金で乙建物を完成しようとした。ところが、〔設問1〕とは異なり、Aの債権者のひとりDが、乙建物を差し押さえ、A名義の所有権保存登記と差押えの登記を済ませてしまった。建物完成を待って登記手続を申請する予定であったCは、Dに対し、乙建物の所有権を主張し、Dによる差押さえを排除することができるか。

[商 法]

甲株式会社（以下、甲社とする）は取締役会設置会社であるが、委員会設置会社ではなく、株式譲渡制限の定めもない。以下の設問に理由を付して答えなさい。

設問 1

甲社における以下の会議体において、その構成員のうちの一名が出席できない場合に、他の構成員に対して議決権行使の委任をすることは認められるか。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役会

設問 2

A は（1）の決議において、B は（2）の決議において、議決権行使することが認められるか。なお A は甲社の株主でもある。

- (1) 甲社の株主総会における取締役 A の解任決議
- (2) 甲社の取締役会における代表取締役 B の解職決議

[国際法]

1. 次の問い合わせについて述べなさい。

条約法条約が列挙している条約の無効原因のそれぞれについて簡単に説明しなさい。

2. 次の用語について略述せよ。

- ① 国際法秩序の断片化
- ② 尚早の承認
- ③ 救済形態の一つとしてのサティスファクション
- ④ 不遵守手続

[社会保障法]

次の設問の中から 2 つを選択して答えなさい。

選択した問題の番号を冒頭に記載すること。

問題 1

社会保障制度における支え合いの仕組みとして、「自助」、「共助」、「公助」に加えて、「互助」を盛り込むべきか、私見を述べなさい。その前提として、それぞれの言葉の意味を説明し、それぞれの関係のあり方についても論じなさい。

問題 2

平成 27 年 10 月に実施予定の被用者年金制度の一元化について、その内容を説明するとともに、その是非について私見を述べなさい。さらに、国民年金制度と厚生年金制度の一元化との相違点についても論じなさい。

問題 3

「社会保障制度改革推進法」（平成 24 年 8 月 22 日法律第 64 号）に基づき設置された社会保障制度改革国民会議の報告書が平成 25 年 8 月 6 日に出された。報告書が議論している社会保障 4 分野のうち、1 分野の関心あるテーマを 1 つ取り上げ、第一に、その提言の具体的な内容を説明しなさい。第二に、その提言について、私見を述べなさい。

[政 治 学]

次の文章を読んで、下記の問い合わせにすべて答えなさい。

第二次世界大戦における敗戦と米国の占領下における戦後改革は日本政治にとって大きな転換点であり、現代日本政治の始点でもあった。戦後改革によって明治国家の体制、とりわけ軍国主義を構成した勢力、制度は解体された。ただ、①官僚制と天皇は占領政策のために解体を免れ、存続を許された。戦後改革の成果は日本国憲法として結実するが、独立回復後はその「改正」を主張する「保守」勢力と日本国憲法を守ろうとする「革新」勢力が対立することになる。

冷戦期の国際社会の構造は日本の国内政治にも影を落とし、「保守」対「革新」の対立が先鋭化する。両勢力は1955年に自由民主党(自民党)と日本社会党(社会党)の②「二大政党」に収斂していく。その一方で、戦後復興から経済成長へと日本の経済は発展し、その利益配分を求める「春闘」がやはりこの年に始まり、保守と革新の対立を中心軸とする③「55年体制」と呼ばれる体制が確立した。日本国憲法も象徴天皇も、このころようやく国民の間に定着した。(五十嵐暁郎『日本政治論』岩波書店、2010年、7-8頁)

問 1

下線部①のうち、官僚制の存続によって、どのような体制が戦後に引き継がれたか。また、それは日本の高度経済成長にどのような影響をもたらしたか。プラスとマイナスの両面から説明しなさい。

問 2

下線部②について、なぜ筆者はここで「二大政党」とカッコをつけて書いているのか。55年体制という視点から説明しなさい。

問 3

下線部③「55年体制」はどのような帰結を迎えたかについて論じなさい。